

令和 4 年

第 6 回 飯 舘 村 議 会 臨 時 会 會 議 録

自 令和 4 年 8 月 26 日
至 令和 4 年 8 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第6回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	8.26	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和4年8月26日

令和4年第6回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年第6回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年8月26日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年8月26日 午前11時00分				
	閉会	令和4年8月26日 午前11時55分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	△
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	7番 渡邊 計		8番 佐藤八郎			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農事委員 会長 事務局 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	△	選挙管理委員 会長 書記 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員 会長 委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年8月26日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第69号 宿泊体験館きこり改修工事請負契約について
- 日程第 5 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員 9 名。定足数に達しておりますので、これから令和 4 年第 6 回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前 11 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件 1 件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が、8 月 19 日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。7 月 26 日、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会、同日に広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和 4 年 7 月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、6 番 菅野新一議員は、体調不良のため本臨時会欠席の申出がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、7 番 渡邊 計君、8 番 佐藤 八郎君を指名します。

◎日程第 2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第69号について、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに、令和4年第6回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、宿泊体験館きこり改修工事の入札が終了し、仮契約を締結いたしましたので、ご承認いただきたく招集したものであります。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第69号は、宿泊体験館きこり改修工事請負契約についてです。

8月24日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は2億4,420万円です。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時05分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

◎日程第4、議案第69号 宿泊体験館きこり改修工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第69号宿泊体験館きこり改修工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 2番 横山秀人、今回の議案に対して質問を行います。

きこりの震災の影響については、議会のほうでも現地調査をしまして、その被害の大きさにとても驚いているところでございます。今回、この議会についてはインターネットでも放映されていますので、村民に分かりやすいように、確認も含めて質問いたします。

まず1点目、きこり改修工事の財源を伺います。

2点目、きこりの指定管理者の会社名と、年間の委託料について伺います。

3点目、今回きこりの地震の改修は2回目だと思いますが、今回の設計に関して、過去2回の地震の影響を踏まえて、どのような震災対応の工夫をしているのか伺います。また、今回の設計震度、つまり最高震度を幾らに想定して設計しているのか伺います。

最後4点目、3月の予算審査のときにこちらは審議しているわけではありますが、今回、改修工事のところの部屋の数とか、あとは宿泊定員等が変わったと思われます。このことによって、きこりの今後の事業計画、また収支計画はどのように、この改修工事によ

って、この部屋数、用途によって考えていらっしゃるのか。それは、ひいては村からの指定管理者の委託料の増減にも関わってくるのだらうということで、今回事業計画、収支計画についての内容を伺います。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 私からは1点目、財源でございますが、財源につきましては、福島県市町村特定原子力施設地域振興事業補助金、これは中身がありまして、広域的減容化施設影響緩和事業分ということで、蔵平にありました減容化施設、そちらの部分を財源としております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、きこりの指定管理先でございますが、飯舘村振興公社に指定管理をしているところでございます。指定管理の年間委託料につきましては、ちょっと今手元に資料を持ってきてございませんでしたので、後ほどお示ししたいと思っております。

あと、今回の改修であります。地震によつての被災ということで、耐震の構造診断といったことも踏まえて今回改修をするということでございます。構造診断上は、基本的に今までの度重なる地震の影響などによつて、若干のボルトの緩みとかそういった部分も見られましたので、そういったことをきちんと抑えるということであります。基本的には構造上は問題ないということでもあります。ただ、今ほどありましたように、度重なる地震での影響ということもありますので、その部分はしっかりと対策を練りながら改修したいということで指示をしていくところでございます。

震度幾らぐらいの震度だという部分については、建築基準法にのつとつての部分でありますので、幾らという明確なものはお示しすることはできないのかなと思っております。

また、部屋の数、今回2階の部分オープンスペースにするということで減りますが、その部分については新たに、今考えているところは新規就農の研修施設棟、新たにそういったものを建てて、そこで宿泊数を確保していきたいということで、現在、全体の宿泊人数の部分については維持していきたいと考えているところでございます。

あと、事業計画、収支計画等につきましては、これは指定管理しているということで、運営状況につきましては振興公社のほうにお任せしている部分でありますので、この場でお示しすることはできないのかなと思っております。

なお、先ほどあった委託料、指定管理の料金ですか、その部分については、今、資料が手元に届きましたので、今年度のきこり管理運営業務、委託料として5,469万8,586円ということで委託をしているところでございます。

以上でございます。

2番（横山秀人君） では、確認いたします。まとめて質問いたします。

まず1点目、財源については交付金を利用ということで、そうしますとこちらについては100%交付金対応ということでよろしいでしょうか。再度伺います。

続きまして2点目、指定管理の委託料の考え方なんですけれども、例えばその指定管理を受けているところが赤字にならないように、つまり村のほうで補填するという、プラスにもならないし、赤字にもならないのに、最後にこれぐらいで収支ゼロにするという

ことでの指定管理の決定でよろしいのかどうか確認します。

3点目、過去2回の地震がとても大きかったということなんですけれども、再度、今までの建築基準法の震度対応では、結果的に2回大きく被害を受けているということによって、3度目がないような形の工夫がされているのかどうかというのを再度確認いたします。

あと4点目、事業計画、収支計画というのは指定管理者の振興公社ということですが、振興公社が計画して、こちらの部屋の改修、例えば和室からツインとか、宿泊数の部屋を変えるとかというのを振興公社が企画してというのなら今の事業計画と収支計画も分かるんですけれども、実際この件に関して振興公社はどこまで計画に携わっているのか、それをお聞きします。

総務課長（村山宏行君） 1点目の財源につきましてではありますが、こちらの交付金ということで100%でございます。

建設課長（高橋栄二君） 建築基準法による震度については、ちょっと調べて回答をさせていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の改修計画に振興公社のほうでどこまで関わったかという部分でございますが、使い方について、まず事前にこういった改修でこういった使い方をしたいということで説明をいたしました。その中で、例えば洗濯の物干し場の広さとか、そういった使い方についてご意見をいただきながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時35分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時36分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 指定管理料の考え方でございますが、基本的に建物の管理運営、そういった部分で基本となるものについて積算をして管理しているところでございます。その中の運営の部分については、それぞれ振興公社のほうで鋭意努力しながらやっていただくということで、基本部分について指定管理料として委託をしているところでございます。

以上でございます。

2番（横山秀人君） 分かりました。では、指定管理について、この施設を造ったことによって人員が多くなった、例えば食事を提供するようになったとか、いろんな意味でその運営は振興公社が計画して、そこで出た利益は振興公社に残る。赤字については振興公社で持つ。つまり、その収支に関しては村はタッチせず、基本的なその管理委託だけの金額を払うという認識でよろしいでしょうか。

であるならば、振興公社が事業計画なり収支計画をきちんと立てなければこれはいけな

いことであって、もし将来村も赤字的な補填も考えているのであれば、この事業計画なり収支計画は村も含めて一緒に考えていかなければ、将来的な財政負担が増えてしまうのかなど。施設を持てば負担が増えるというのは皆さん承知のところなので、その確認もあって質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 指定管理の考え方でございますけれども、基本的に先ほど村づくり推進課長が申し上げたように、誰がやってもかかる経費、そちらについては指定管理料としてお支払いをして、なおかつそこからの営業努力という部分をその指定管理の業者のほうにお願いをしているところでございます。

ご指摘のところでありましてけれども、基本的に震災以降、当然村内のお客さんも減る、それから震災後、人の流れも大きく変わりましたから、これまで利用されてきた他市町村の老人会であるとか、それからお風呂の利用ですね、そういったところのお客さんは減っていると思っておりますので、これを新たに直して、その上で経営のほうをよく見ていかなければならないと思っております。

基本的には、先ほど申し上げましたように、営業努力の中で赤字にならないように頑張っていたとというのはもちろんでございますが、当然これまでの経営の状況とは大きく変わりますので、そこは村のほうでも指導しながら、また新たに財源が必要、あるいは利益が大幅に見込めて指定管理料も減らせるという場合、金額の変更につきましては議会のほうにもご相談しながら予算化していくということになるかと思っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 今横山議員からもいろいろありましたけれども、この耐震強度、本当に気になるところでありますが、今年の春先の地震のとき、私の家を建てた施工会社が来て、大丈夫でしたかと言うんで、大丈夫ですよと、でもお宅のは震度7にも耐えるんですよと言ったら、あくまで耐震強度で震度7といっても一度だけらしいんですよ。二度、三度耐えられる建物ではありません、それが耐震強度なんですということなので、この耐震強度に関しては高ければ高いほどいいわけで、少なくとも震度3ぐらいの地震で二度も壊れている、この辺をもう少し是正した造りにしていけないと、国の交付金のできるからいいやということじゃなくて、あそこに逃げ込めば助かるんだというような、そういうものにしていただきたい。

ということで、最近自然災害が増えていまして、飯館村も防災センターができましたけれども、いつどこで道路が分断されたりいろいろして、避難先が1か所じゃ足りないということになったときに、学校の体育館などに避難するよりは、まだあそこのほうが、お風呂ももし被害がなければ使えるので、その辺の計画はどうなっているのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 村として、防災のセンターというものを設けておりまして、ご存じのように飯樋小学校を改修して防災センターとしております。今のところ、村の防災施設としては、そこと役場、それから交流センターという形になっておりまして、きこりについてはまだそちらの検討はしてございません。ただ、今回の改修の中で、いわゆる強度的などところを測る、それから問題になりました天井部分の落下、そういったところ

を防ぐような構造を取り入れることにしておりますので、できた上で改めて検討してまいりたいと考えております。

7番（渡邊 計君） 今防災センター、役場、公民館ですか、そういうことになっておりますけれども、これ村のちょうど真ん中、中心にしかないんですよ。道路を分断されたりいろいろした場合に、やっぱりちょうど村の南北にしかない。東西にそういう防災の場合の避難所が設けられてないと。今後、ぜひそういうことも考えた上で本当に大丈夫な建物を造っていただきたい。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 何点かお聞きしますけれども、今回の請け差が10万円あるのに競争率が100%ということになると、当初の村の発注工事価格が下がったのか、それとも7社がそれなりの原価から積み上げた数字がそれとたまたま一致したのかというのが、非常に何か100%って、指名競争をした意味合いがないというか、そういう意味では一体何で100%という競争率になったのか理解できるようにお願いしたいというのと、先ほど横山議員からもありましたけれども、公共施設の建物、多くの人が活用する建物に耐震度の状況が幾らあって、今回の改良でその耐震度がどれだけ強化されたか、そういうことをきちんとしたものを、過去に2回地震でもって壊れたりしているという前提があるのに答弁してこないという。どういうことですかね。後ほど調べて答弁するようですけども。改修するんだったら、前より強い耐震率にアップしたとかいうのは普通の話ではないんでしょうか。伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 入札に関するご質問でございました。経過からお話ししますと、入札につきましては工事の価格を設計書等で把握して、そこから予定価格をつくります。今回の入札につきましては、一度の入札で落札をしております。

金額が100%ということなんですが、こちらはあくまでもたまたま、偶然にも一致したと。ご存じのように、今の工事の設計につきましては、ほとんどコンピューターではじき出しながら行っております。当然過去の事例等の情報も蓄積されているというところで、たまたま入札の価格が一緒だったというところでございます。

副村長（高橋祐一君） 公共施設の耐震という部分でございますが、今まで平成23年の東日本大震災で被災した部分、その後の2回の地震でまた新たに被災をしたというところがあります。そのときの改修方法としましては、生活環境整備事業ということで交付金をいただきながら実施していますので、内容的には原形復旧というのが基本的な形でやってきました。

そういう中で、耐震的には躯体の耐震、以前にもお話ししましたが、躯体自体に対してはある程度耐震の構造内で収まっていると。ただ、躯体と内部とのつながりですか、以前に言った吊り天井、そういう部分の被災が大きかったというところでもありますので、やはりその耐震の部分もありますけれども、中の構造的な部分、壁、天井、そういう部分の見直しによって今回は整備をしていきたいと。以前については原形復旧という形で、同じ形でなってきたというのが現状であります。

あとは、その耐震の考え方については、先ほど言ったように、ちょっともう一度内容確認をして報告したいと思います。

8番（佐藤八郎君） 総務課長の答弁だと、2億4,420万円ぐらいの工事は、コンピューターではじき出した金額は、7業者、じゃあみんな同じく出るんじゃないですか。1番と2番で100万円の差があったということは、100万円の競争率、もっと3番、4番、5番、6番札との差もあったんでしょから。工事の原価に関するいろんなことでは、大概の業者は一定したものが数字として出て、それを積算されて、あとはどこで自分たちの会社の特徴ある技術なり、資材の購入なり、いろんな点でどれだけ下げていけるかいろいろ苦慮するんだと思うんですけども、何か2億4,000万円ぐらいの事業が100万円ぐらいの差がついて100%でという競争になっているんだという、ちょっと納得するのに無理があるんじゃないですかね。何も問題はないんですかね。

今までも、いろんな請け差を見ても、そのぐらいの差でも97%とか98%とか99%とかって競争率がありましたけれども、ずっと前だとかなりの、70%台、80%台の競争率が働いた時代もありますけれども、時代は進化していろいろあるんでしょうけれども、それにしても今の答弁を聞いていると、ああ、これからもこういうことはどんどん起きていくんだという、指名競争入札の競争が働かなくなっていく時代だということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村の入札制度についてということですが、まず、年度初めに、例えば工事であれば工事に参加する業者が指名願いを出してきまして、その中で村の基準に基づいて今回は7社を指名させていただいたところでございます。その中で、工事の設計書、当然金抜き、金額を抜いた設計書を事業者のほうにお示しして、この中でこれに基づいた価格を出して入札をしてくださいますということで進めておるところでございます。

この中で、今回は株式会社古俣工務店が落札したというところでございまして、基本的には最初に行った事業者が古俣工務店だったと記憶はしておりますが、現場についてのノウハウ、あるいは既存の構造に対してのノウハウがあるというところで、一番有利だったのかなというところではございます。

ただ、今回の入札について、価格がたまたま100%というところではございますが、先ほど申し上げましたように設計基礎、そういったもののデータが蓄積されているというところで、村としては適正に行われたと判断しております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番（飯畑秀夫君） きこりのこの改装なんですけれども、ここに書いてあるとおり、工期は来年の令和5年3月31日完成予定なんですか。お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのおりでございます。ここにございますように、令和5年3月31日までに完成ということで契約しておりますので、そこまでにきちんと完成させるように進めてまいりたいと思います。

4番（飯畑秀夫君） きこりもお風呂も壊れて、改装し、風呂もやっている状態で、なるべく早く改装し、きこりの利便性を高めるためにも、工期のほうを早めに進めてもらい、少

しでもきこりの運営にプラスになるようよろしく願いいたします。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5 番（佐藤健太君） 私もこのきこりの修繕に関して何点か確認をさせていただきたいんですけれども、この修繕工事の予算の中に、躯体等々で緩みが若干あったと聞いて、そのあった部分は修繕の中には含まれるんですか。今までに少し緩んでいる部分とか、ねじが緩んでいたりと、そういった部分はこの工事の中で対応していくということですか。

建設課長（高橋栄二君） 議員おただしのとおり、その辺は今回の修繕で対応してまいります。

5 番（佐藤健太君） その際、例えばその緩み止めとか、そういった対策も含めて多少は考えているということ考えてよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） その辺も、仕上げのほうをばらしたときに、躯体のほうを再度精査させていただきながら、その辺適正に対応してまいりたいと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午前11時55分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月26日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎